

資料－４

日野川河川整備計画アドバイザー会議 公開規定 （改正案）

（目的）

第１条 本規定は、日野川河川整備計画アドバイザー会議（以下「会議」という。）規約第7条の条項に基づき、会議の公開を定めるものである。

（会議開催の周知）

第２条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所ホームページ（以下「ＨＰ」という。）により一般に周知する。

（会議の公開）

第３条 会議は原則として公開とする。

- ２ 会議の配布資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ＨＰにて公開する。
- ３ 会議の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨をＨＰにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（その他）

第４条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

（施行期日）

この規約は令和２年 ６月３０日から施行する。

令和７年 月 日 改正